

令和4年3月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第 6 7 号	富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件……	1 頁
-----------	-----------------------------	-----

議案第 6 7 号

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山市国民健康保険条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「第 4 1 条」の次に「及び第 4 3 条の 2」を加え、同項第 1 号ウ中「第 8 1 条の 2 第 4 項」を「第 8 1 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 8 1 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 8 1 条の 2 第 1 0 項第 2 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 2 1 条中「6 3 0, 0 0 0 円」を「6 5 0, 0 0 0 円」に改める。

第 2 3 条中「第 4 1 条」の次に「及び第 4 3 条の 2」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 3 1 条中「1 9 0, 0 0 0 円」を「2 0 0, 0 0 0 円」に改める。

第 4 1 条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第 4 3 条の次に次の 1 条を加える。

（未就学児の被保険者均等割の減額）

第 4 3 条の 2 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 3 項に規定する場合を除き、第 1 6 条又は第 2 0 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、1 0 分の 5 を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第3項」とあるのは「第4項において準用する第3項」と、「第16条又は第20条」とあるのは「第26条又は第30条」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第41条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア又は第3号アに規定する割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第20条」とあるのは「第26条又は第30条」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

